

私立大学図書館協会研究助成規程

(昭和41年 5月25日 制定)

(平成7年 8月2日 一部改正)

(平成18年 9月7日 一部改正)

(2010年 9月9日 一部改正)

(2014年 8月28日 一部改正)

(目的)

第1条 この規程は本協会加盟校の図書館員の研究、調査を促進し、本協会の使命達成に資することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 この基金による助成は、次の各号に定めるものに対して行う。

- (1) 専任図書館員が個人または共同で行う研究
- (2) 図書館長が研究責任者となり機関として行う研究

(助成の範囲)

第3条 助成は、以下の各号に対して行う。

- (1) 大学図書館に関する理論または実務についての研究、調査およびその成果の発表
- (2) 大学図書館に関する先進的な事業
- (3) 本協会の図書館員、委員会、地区部会が編集し、加盟校に無償配布または頒布する出版物

(助成の内容)

第4条 助成は、第3条各号に該当する研究への給付金とする。

(助成対象候補者の推薦)

第5条 助成は、所属図書館長の推薦を必要とし、推薦書にその理由を明記して会長校に提出するものとする。

(助成の決定)

第6条 助成の決定は、この規程に定める研究助成委員会（以下「委員会」という。）の審査にもとづき、役員会が決定する。

(助成金)

第7条 助成金は、研究に直接必要な経費とし、その交付は助成決定後所属図書館長を通じて行い、研究の完成後精算するものとする。なお、助成金1件の上限については、委員会において募集前に決定するものとする。

(研究計画の変更)

第8条 助成決定後、申込者がその計画を変更するときは、所属図書館長を経て会長校に計画変更届を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

(研究成果の発表)

第9条 研究成果は、研究終了後、所属図書館長を経て会長校に1か月以内に報告し、本協会研究大会または本協会ホームページに発表しなければならない。ただし、届出の上、その他による公表をもって、これに代えることができる。なお、期間が複数年度にわたる場合は、毎年度中間報告を行わなければならない。

(助成の取消し)

第10条 申込者が、次の各号の1に該当するときは、役員会は委員会に諮って、助成金の一部または全部を返還させるものとする。

- (1) 申込者が助成による研究を中止したとき。
- (2) 申込者に助成による研究遂行の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 申込者が助成の条件に違背したとき。

(会計)

第11条 この規程による助成を行うために、本協会に研究助成特別会計（以下「特別会計」という。）を設ける。

第12条 特別会計の収支は、次の通りとする。

- (1) 収入は、篤志による指定寄付をもってこれに充てる。ただし、一般会計からの繰入金をもって補うことができる。
- (2) 返還された助成金は、特別会計に戻入れるものとする。
- (3) 支出は助成金および助成金に関わる事務費について支出することができる。その他の費用は一般会計から支出するものとする。

(委員会)

第13条 委員会は、助成に関し、役員会の諮問を受けて審議し、その結果を答申するものとする。

第 14 条 委員会の委員は、加盟校の図書館員の中から、役員会が東西両地区から各 4 名、計 8 名の図書館員を推薦し、会長校が所属図書館長の承認を得て委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 15 条 役員会において必要があると認めるときは、委員会に臨時委員若干名を加えることができる。

2 前項の委員は、役員会が加盟校の図書館員の中から推薦し、会長校が所属図書館長の承認を得て委嘱する。

3 前項の委員の任期は、委嘱された事項が終了するまでの期間とする。

第 16 条 委員会の運営に関する事項については、私立大学図書館協会協会賞授与規程を準用する。

附則

1 昭和 41 年度の委員の任期は、第 15 条 2 の規程に拘らず、1 年とする。

2 本規程は、昭和 41 年 5 月 25 日より施行する。

3 本規程の改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則（第 3 条、第 4 条、第 10 条改正）

本規程の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則（第 4 条改正）

本規程の改正は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附則（第 2 条から第 16 条改正）

本規程の改正は、2014 年 8 月 28 日から施行する。